

とよなか子育て応援団シンボルマークの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、とよなか子育て応援団シンボルマーク(以下「子育て応援団シンボルマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 子育て応援団シンボルマーク及び仕様は、別記のとおりとする。

(使用承認の申込み等)

第3条 子育て応援団シンボルマークの使用を希望する者は、あらかじめとよなか子育て応援団シンボルマーク使用承認申込書(様式第1号)を豊中市長(以下「市長」という。)に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1)「とよなか子育て応援団」規約第6条第1項の規定による応援団登録者が同6項の承認を得て使用する場合
- (2)国又は地方公共団体が使用する場合
- (3)新聞、テレビ、雑誌等において報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (4)機関紙や地域広報紙などにおける使用等、前号に規定する場合以外で、市長がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (5)前各号に規定する場合のほか承認の手続きを必要としないと市長が認める場合

(使用承認の基準)

第4条 市長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、当該使用が地域で子育て家庭を支え、子どもたちが元気に安心して暮らせる環境づくりの推進に寄与すると認めるときは、子育て応援団シンボルマークの使用を承認することができる。この場合において、市長が必要と認める場合には、子育て応援団シンボルマークの使用法その他について、条件を付することができる。

2 市長は、子育て応援団シンボルマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを承認しないものとする。

- (1)市の信用又は品位を傷つけ、又はその恐れがある場合
- (2)法令又は公序良俗に反し、又はその恐れがある場合
- (3)特定の政治的、思想的、宗教的主張を支援し、又は支援しているような誤解を与える恐れがある場合
- (4)市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合

- (5)第6条各号に規定する事項を遵守しない恐れがある場合
- (6)制作物等の販売価格が、子育て応援団シンボルマークの使用前より高額となる場合
- (7)その他市長が使用について不相当であると認める場合

(使用の承認・不承認)

第5条 市長は、第4条第1項に規定する審査の結果について、とよなか子育て応援団シンボルマーク使用承認通知書(様式第2号)、又はとよなか子育て応援団シンボルマーク使用不承認通知書(様式第3号)により申込者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用の承認を受けた者(以下、「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)使用の承認を受けた内容のみに使用し、承認に付された条件に従うこと。
- (2)子育て応援団シンボルマークを商標登録しないこと。
- (3)子育て応援団シンボルマークを使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4)子育て応援団シンボルマークを使用した制作物等は速やかに市長に提出すること。ただし、制作物等の提出が困難である場合は、その色、形状等を確認できる写真等の提出をもってこれに代えることができる。

(使用内容の変更)

第7条 使用者が、その使用内容の変更を希望する場合は、あらかじめとよなか子育て応援団シンボルマーク使用変更申込書(様式第4号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、とよなか子育て応援団シンボルマーク使用変更承認通知書(様式第5号)、又はとよなか子育て応援団シンボルマーク使用変更不承認通知書(様式第6号)により申込者に通知するものとする。

(使用承認の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用の承認を取り消すことができる。

- (1)使用者がこの要綱に違反していると認められる場合
- (2)偽りその他の不正な手段により使用の承認を受けたことが判明した場合
- (3)使用者が第4条第1項に規定する条件に違反したと認められる場合
- (4)第4条第2項各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5)前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める場合

- 2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、とよなか子育て応援団シンボルマーク使用承認取消通知書(様式第7号)により使用者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、当該使用の承認に係る制作物等をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 4 市長は、使用の承認を取り消されたことにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用期間)

第9条 子育て応援団シンボルマークを使用できる期間は、承認を受けた日から通知書で指定する期間までとする。

(使用料)

第10条 子育て応援団シンボルマークの使用料は無料とする。

(使用の非独占性等)

第11条 この要綱による使用の承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して子育て応援団シンボルマークを使用する権利を付与し、かつ商品、使用者等について、市の推奨及び後援を行うものではない。

(責任の制限)

第12条 子育て応援団シンボルマークの使用に関する事故、苦情等に関しては、第5条の規定により使用承認通知書の交付を受けた者が一切の責任を負うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から実施する。

別記

とよなか子育て応援団シンボルマーク

注) 原図はカラーである。



仕様

- ① とよなか子育て応援団シンボルマークのデザイン及び色は、上図のとおりとする。ただし、モノクロ表示・印刷は可とする。
- ② 図の縦横比は変更してはならない。ただし、原図の縦横比のまま拡大・縮小は可とする。
- ③ 図の背景色は白に限らず変更できる。ただし、とよなか子育て応援団シンボルマークで使用している色と区別できる背景色であること。